

自動販売機設置に係るコンペティション参加説明書

1 設置概要

- (1) 設置販売機の種類及び台数
清涼飲料水等自動販売機 2 台
- (2) 設置場所
鳥取県境港市竹内町 9 2 5
鳥取県立境港総合技術高等学校 柔剣道場前渡り廊下
(別添「自動販売機設置予定位置図」参照)
- (3) 使用可能部分
幅 3.4 m × 奥行 1.0 m × 高さ 2.1 m (ゴミ箱のスペースを含む。)
- (4) 設置期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。(2 年間)
- (5) 学校の概要
規模 学級数 15 学級 生徒数 約 430 人 (令和 2 年度)
教職員 約 80 人
計 約 510 人
- (6) 設置条件
 - ・使用可能な設置場所内で 2 台設置について提案すること。(ゴミ箱等を含む)
 - ・販売品は、缶及びペットボトルのみとすること。
 - ・学校校地内で販売する飲料として適当なものであること。(カフェイン含有量等)
 - ・一定期間の販売中止を要請することがある。
 - ・季節に応じて品ぞろえを調整すること。
 - ・ゴミの回収の徹底、販売品の補充及び緊急時の対応を速やかに行うこと。

2 自動販売機設置に伴う必要経費

自動販売機設置業者は次の経費を負担すること。

- (1) 行政財産使用料
鳥取県行政財産使用料条例(昭和 39 年鳥取県条例第 7 号)に定める使用料
- (2) 電気使用料金
学校の算出する電気料金(自動販売機設置業者が取り付ける子メーターによる使用電力量又は自動販売機の想定使用電力量に電気料金単価を乗じたもの。電気料金単価とは、学校全体の電気料金(基本料金並びに消費税及び地方消費税を含む。)を親メーターの数値で除した額である。学校の電気基本料金は、施設や設備の整備により変動することがある。)

3 コンペティションの参加資格(いずれも満たすこと)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 9 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 2 年 12 月 21 日(月)から令和 3 年 2 月 8 日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名措置停止要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 令和 3 年 2 月 8 日(月)までの過去 1 年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。

4 提案書等提出書類

- (1) 提案書
様式第 1 号により作成すること。(複数台を希望する場合、1 台ごとに作成すること)

- (2) 登記事項証明書又は身分証明書の写し
法人の場合は登記事項全部証明書、個人事業者の場合は市町村長の発行する身分証明書の写しを提出すること。
- (3) 納税証明書
法人税、個人事業税、消費税、県税等
- (4) その他
設置自動販売機のパフレット等

5 提案書等の提出方法

4に定める提案書等を(1)の期間内に(2)の場所に郵送又は持参すること。

(1) 提出期間

令和2年12月21日(月)から令和3年2月8日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。

(2) 提出場所

鳥取県境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校へ郵送又は持参すること。

なお、郵送の場合は提出期間内に必着のこと。

6 提出上の留意点

- (1) 提出期限後に提出された書類は受理しない。
- (2) 質問がある場合は、令和3年1月22日(金)午後4時までに、鳥取県立境港総合技術高等学校へ文書で提出すること。ファクシミリも受け付ける。
- (3) 質問に対する回答は、令和3年1月27日(水)までに、学校のホームページ(<https://www.torikyo.ed.jp/sakaisogo-h/>)に掲載する。

7 審査方法及び審査結果の通知

提出された提案書等を、学校で審査し、評点を付して、得点の高い順に所定の台数に応じた数の者を自動販売機設置業者とし、その提案の内容をもって契約を締結する。

なお、審査結果は、提出期間の最終日から起算して14日以内に、提案者全員に文書で通知する。

8 主な審査項目

- (1) 自動販売機の機能(省電力、静粛性、サイズ、ユニバーサルデザイン、災害時対応)
- (2) 販売品の内容(品数の多寡、種類、金額)
- (3) 業務対応体制(販売品の補充、ゴミの回収等通常業務及び緊急時の対応体制)
- (4) 社会貢献(県内での取組)
例：県内製品の販売、ボランティア、支援付き自動販売機等
- (5) 業者の信頼性

9 契約の締結

審査により設置業者と決定した者は、通知の日から7日以内に様式第2号により契約を締結するので、その内容を熟知しておくこと。

なお、本契約に伴う契約保証金は免除する。

10 問合せ先

鳥取県立境港総合技術高等学校(担当 事務長 高島)

電話 0859-45-0411

ファクシミリ 0859-45-0413

11 その他

- (1) 今回設置する自動販売機は設置者において直接管理することとし、苦情、釣銭切れ等に迅速かつ適正に対応すること。
- (2) 自動販売機設置に伴うペットボトル等のゴミは、設置業者で回収、処分すること。
- (3) 販売する清涼飲料水等については、需要に応じた対応を行い、内容の変更は事前に学校の承認を受けること。
- (4) 設置した自動販売機により、学校又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償すること。
- (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守すること。
- (6) 提案書等提出書類は本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用することはない。
- (7) 提案書等提出書類の返却は行わない。
- (8) 提案書等提出書類提出後の追加・修正は受け付けない。
- (9) 提案書等提出書類の作成等に係る費用は参加者の負担とする。
- (10) 選定結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (11) 契約の相手方（以下「設置業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に学校が契約を解除するときは、設置業者は違約金として使用料の10分の1に相当する金額を学校に支払わなければならない。

また、設置業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。